### 設定来の基準価額の推移



- ※基準価額は1万口当たり、作成基準日現在、年率1.43%(税抜1.30%)の信託報酬控除後です。
- ※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。
- ※グラフは過去の実績であり、将来の成果を示唆または保証するものではありません。

基準価額	13,072 円
純資産総額	0.5 億円

※基準価額は1万口当たりです。

分配金(税引前)の推移					
第14期	2021/8/12	100円			
第15期	2022/8/12	100 円			
第16期	2023/8/14	100 円			
第17期	2024/8/13	100 円			
第18期	2025/8/12	100 円			
設定	1,800 円				

※分配金は1万口当たり、税引前です。 運用状況等によっては分配金額が 変わる場合、或いは分配金が支払 われない場合があります。

ポートフォリオ構成比率					
株式	0.0%				
(内国内株式)	(0.0%)				
(内外国株式)	(0.0%)				
(内先物)	(0.0%)				
公社債	94.9%				
(内国内公社債)	(0.0%)				
(内外国公社債)	(94.9%)				
(内先物)	(0.0%)				
短期金融商品その他	5.1%				
マザーファンド組入比率	99.5%				
組入銘柄数	18銘柄				

※マザーファンドを通じた実質比率 です(マザーファンドの組入比率を除く)。

騰落率						
	1ヵ月前	3ヵ月前	6ヵ月前	1年前	3年前	設定来
分配金再投資基準価額	1.26%	7.30%	10.46%	13.56%	30.08%	58.54%
参考指数	1.20%	5.92%	10.12%	15.27%	34.04%	136.87%

- ※騰落率は、1ヵ月前、3ヵ月前、6ヵ月前、1年前、3年前の各月の12日(休業日の場合は翌営業日)、 および設定日との比較です。小数点第3位で四捨五入しております。
- ※分配金再投資基準価額の設定来騰落率は、1万口当たりの当初設定元本との比較です。また、参考指数の 設定来騰落率は、設定日前営業日の現地終値との比較です。
- ※当ファンドは特定のベンチマークを設けておりませんが、「GBI-EM(ガバメント・ボンド・インデックス -エマージング・マーケッツ)ブロード・ディバーシファイド指数(円ベース)」を参考指数としております。同指数は、 J.P.Morgan Securities Inc. が公表している新興国の債券のパフォーマンスを表す指数です。同指数は、 J.P.Morgan Securities Inc. が定める条件により選ばれた、政府または政府機関の発行する、新興国の 現地通貨建ての債券で構成されている時価総額加重平均指数で、2003年1月1日より算出されております。 同指数は参考指数であり、当ファンドのベンチマークではありません。
- ※指数の騰落率は、Bloombergのデータを基にSBI岡三アセットマネジメントが算出しております。

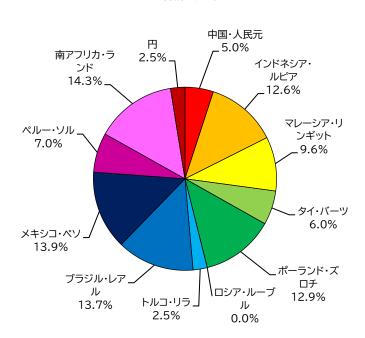


### 新興国国債マザーファンドの組入状況

### <国別構成比率>

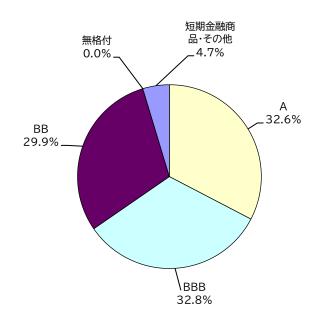
#### 短期金融商 品・その他 中国 4.7%. 5.0% 南アフリカ インドネシア 14.0% 12.2% マレーシア 9.4% ペルー 6.9% タイ 6.0% メキシコ 13.6% ブラジルン ーランド 13.7% 12.3% ロシア トルコ 0.0% 2.2%

### <通貨別構成比率>



- ※ 構成比率は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ※ 国別構成比率の「短期金融商品・その他」には、保有債券の未収利息が含まれます。
- ※ 中国・人民元は、オフショア人民元です。

### <ポートフォリオの格付別構成比率>



ポートフォリオ構成比率	
組入銘柄数	18銘柄
債券組入比率	95.3%
短期金融商品・その他	4.7%

ポートフォリオ特性	
ファンド全体のデュレーション	4.69年
保有債券の平均最終利回り	7.54%
保有債券の平均直接利回り	7.71%

※ 信用格付は主要な信用格付業者等の信用格付のうち、上位のものを記載しています。



# 組入債券明細表(新興国国債マザーファンド)

### 国債

四块							
国名	通貨名	銘柄名	利率 (%)	償還日	数量(額面)	投資比率 (%)	信用格付
南アフリカ	南アフリカ・ランド	REP SOUTH AFRICA	8.250	2032/03/31	32,000,000	7.5	BB
南アフリカ	南アフリカ・ランド	REP SOUTH AFRICA	8.875	2035/02/28	28,000,000	6.5	BB
トルコ	トルコ・リラ	TURKIYE GOV BOND	31.080	2028/11/08	24,000,000	2.2	BB-
タイ	タイ・バーツ	THAILAND GOVT	2.125	2026/12/17	45,000,000	6.0	Α-
ロシア	ロシア・ルーブル	RUSSIA-OFZ	0.000	2028/01/19	165,000,000	0.0	WR
ポーランド	ポーランド・ズロチ	POLAND GOVT BOND	6.000	2033/10/25	10,200,000	12.3	Α
ペルー	ペルー・ソル	PERU B SOBERANO	7.300	2033/08/12	5,201,000	6.9	BBB+
マレーシア	マレーシア・リンギット	MALAYSIA GOVT	3.885	2029/08/15	5,000,000	5.1	Α
マレーシア	マレーシア・リンギット	MALAYSIA GOVT	4.642	2033/11/07	4,000,000	4.3	Α
メキシコ	メキシコ・ペソ	MEXICAN BONOS	8.500	2030/02/28	8,000,000	1.8	BBB+
メキシコ	メキシコ・ペソ	MEXICAN BONOS	7.500	2033/05/26	24,000,000	5.1	BBB+
メキシコ	メキシコ・ペソ	MEXICAN BONOS	7.750	2034/11/23	31,000,000	6.6	BBB+
インドネシア	インドネシア・ルピア	INDONESIA GOV'T	7.000	2030/09/15	24,000,000,000	6.5	BBB
インドネシア	インドネシア・ルピア	INDONESIA GOV'T	8.250	2036/05/15	20,000,000,000	5.8	BBB
中国	中国·人民元	CHINA GOVT BOND	3.820	2027/11/02	8,000,000	5.0	A+
ブラジル	ブラジル・レアル	BRAZIL-LTN	0.000	2026/01/01	1,500,000	1.1	BB+
ブラジル	ブラジル・レアル	BRAZIL NTN-F	10.000	2033/01/01	3,000,000	2.0	BB+
ブラジル	ブラジル・レアル	BRAZIL NTN-F	10.000	2035/01/01	16,400,000	10.6	BB+

<sup>(</sup>注) 投資比率はすべてマザーファンドの純資産総額に対する比率です。 信用格付は当該日の現地前営業日を基準に掲載しています。 「WR」は、信用格付の取り下げです。



### 主要投資対象国の債券利回り(%)

発行国	設定日 2007/8/30	前作成基準日 2025/8/12	当作成基準日 2025/9/12	設定日 との比較	前作成基準日 との比較
中国	3.77	1.80	1.91	<b>▲</b> 1.86	0.11
インドネシア	9.93	6.40	6.30	▲ 3.63	▲ 0.10
マレーシア	3.76	3.52	3.53	▲ 0.23	0.01
タイ	4.58	1.58	1.42	<b>▲</b> 3.16	▲ 0.16
ポーランド	5.66	4.82	4.87	▲ 0.79	0.05
ロシア	6.00	-	-	-	-
トルコ	17.79	31.61	32.92	15.13	1.31
ブラジル	11.67	13.78	13.77	2.10	▲ 0.01
メキシコ	7.78	9.09	8.65	0.87	▲ 0.44
ペルー	6.75	5.92	5.70	▲ 1.05	▲ 0.22
南アフリカ	8.44	10.01	9.79	1.35	▲ 0.22

<sup>※</sup>各国の債券利回りは、「GBI-EM(ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ) ブロード・ディバーシファイド指数」の情報 に基づくため、償還年限は国ごとに異なります。また、当ファンドが実際に投資している債券の利回りとは異なります。なお、各利回りとも 該当日の前営業日のデータを使用しています。

(出所:BloombergデータよりSBI岡三アセットマネジメント作成)

### 主要為替レートの状況(対円)

通貨名	設定日	前作成基準日	当作成基準日	設定来	前作成基準日比	
延兵百	2007/8/30	2025/8/12	2025/9/12	騰落率	騰落率	
中国·人民元	15.33	20.63	20.70	35.02%	0.33%	
インドネシア・ルピア	1.24	0.92	0.90	<b>▲</b> 27.42%	▲ 2.17%	
マレーシア・リンギット	33.10	35.03	34.96	5.60%	▲ 0.20%	
タイ・バーツ	3.37	4.58	4.65	37.98%	1.53%	
ポーランド・ズロチ	41.32	40.51	40.63	<b>▲</b> 1.67%	0.30%	
ロシア・ルーブル	4.51	1.87	1.75	<b>▲</b> 61.20%	<b>▲</b> 6.42%	
トルコ・リラ	87.78	3.65	3.57	<b>▲</b> 95.93%	▲ 2.09%	
ブラジル・レアル	58.88	27.27	27.30	<b>▲</b> 53.63%	0.13%	
メキシコ・ペソ	10.47	7.95	7.98	▲ 23.82%	0.30%	
ペルー・ソル	36.57	42.00	42.20	15.40%	0.49%	
南アフリカ・ランド	16.18	8.37	8.47	<b>▲</b> 47.65%	1.19%	

<sup>※</sup>為替レートは対顧客電信売買相場の当日(東京)の仲値です。

(出所:投資信託協会データよりSBI岡三アセットマネジメント作成)

<sup>※</sup>ロシア国債は、「GBI-EM(ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ) ブロード・ディバーシファイド指数」の構成国から 除外されたため、利回りデータは「-」で表示しています。

インドネシア・ルピアに関しては、100倍して表示しています。

<sup>※</sup>中国・人民元は、設定日はオンショア人民元、前期末および当期末はオフショア人民元のデータを表示しています。



### ファンドマネージャーのコメント

(2025年8月13日~2025年9月12日)

#### (投資環境)

新興国の国債市場では、米連邦準備制度理事会(FRB)の利下げ観測を背景に米国債の利回り低下(価格は上昇)が進行したことを受け、多くの国で利回りが低下しました。当期間においては、トルコが2.5%の利下げに踏み切ったほか、インドネシア、タイ、ポーランド、ペルーが0.25%の利下げを実施しました。こうした環境下において、当ファンドの参考指数(運用実績を評価するためのベンチマークではありません)であるJPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバーシファイド指数の平均利回りは、5.90%から5.86%へ低下しました。当期間中の現地通貨ベースの参考指数のリターン(債券要因)は+0.95%となりました。当期間において当ファンドが投資対象としている新興国国債(参考指数から除外されているロシア国債を除く)の現地通貨ベースの参考指数のリターン(債券要因)は、メキシコを筆頭に8ヵ国がプラスとなる一方、中国とトルコの2ヵ国がマイナスとなりました。

為替市場では、FRBの利下げ観測を背景に新興国通貨が対ドルで堅調に推移しました。一方、日本の政局をめぐる不透明感から、円相場は総じて方向感を欠く展開が続きましたが、世界的に株価が堅調に推移する中、新興国通貨は対円でも底堅く推移しました。こうした環境下において、当期間中の参考指数リターンの為替要因(対円)は+0.25%となりました。当ファンドが投資対象としている新興国通貨の当期間中の対円での騰落率は、タイ・バーツなど7通貨がプラスとなる一方、トルコ・リラなど4通貨がマイナスとなりました。

### (運用経過)

当ファンドは、「新興国国債マザーファンド」の受益証券への投資を通じて実質的な運用を行っています。当期間中の同ファンドへの投資比率は、概ね99.5%程度を中心に高位を維持しました。

「新興国国債マザーファンド」の運用経過は以下の通りです。

当ファンドは、投資にあたって、JPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバーシファイド指数を構成する新興国の中から、国債の利回り水準や流動性、GDP、経常収支、外貨準備、インフレ率などのファンダメンタルズ(経済の基礎的条件)等を総合的に判断し、投資国および投資通貨を選定しております。作成基準日時点での投資国数は11ヵ国、投資通貨数は11通貨(日本円は除く)となっています。

当期間においては、概ね前作成基準日のポートフォリオを維持しました。この結果、作成基準日時点での新興国国債の投資比率は95.3%、新興国通貨の投資比率は97.5%となりました。ファンド全体の金利変動リスクを測る尺度であるデュレーションは、前作成基準日から0.02年長期化となる4.69年で作成基準日を迎えました。

#### (今後の運用方針)

新興国の国債市場では、FRBによる利下げ再開が確実視される中、多くの国が緩和的な金融政策を維持すると見込まれ、全般的に利回り低下が優勢な局面が続くと考えています。ただし、国ごとに金融緩和余地は異なるほか、4月以降ほぼ一方向の利回り低下が続いていたことから、今後は投資家の選別姿勢が強まる可能性が高いと判断しています。具体的には、相対的に高い利回りを提供する新興国が選好されやすいと見ています。

為替市場では、FRBの利下げ再開など背景にドルの先安観が根強く、緩やかなドル安基調が想定されます。この動きは新興国への投資資金の流入を促すため、新興国通貨にとっては追い風になると考えています。一方、日銀は利上げ路線を維持しているものの、政策金利がインフレ率を大幅に下回る状況は当面続くと見込まれるため、円高圧力は引き続き限定的にとどまると判断しています。

このような投資環境を踏まえ、新興国の国債・通貨の投資比率は、投資環境の変化に対応し機動的に見直していく方針です。また、今後も各国のファンダメンタルズ、中長期的な投資妙味、各種リスク等を勘案し、国別・通貨別の配分およびポートフォリオのデュレーションについて適宜調整を行ってまいります。

なお、上記の運用方針は、あくまで現在の投資環境の下で想定したものであり、投資環境に大きな変化があった場合は、運用方針を変更することがありますのでご了承ください。

※ 今後の運用方針等は、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。また、市場環境等についての評価、 分析等は、将来の運用成果を保証するものではありません。



### ファンド情報

設 定 日 2007年8月30日 償 環 日 原則として無期限

決 算 日 毎年8月12日(休業日の場合は翌営業日)

### ファンドの特色(1)

- 1 主としてJPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバーシファイド指数 を構成する新興国が発行する現地通貨建ての国債または政府機関 が発行する債券、およびそれと同等の価値が得られるクレジット・リンク・ノート等(以下、「新興国の国債等」といいます。)に投資を行います。
  - 実際の運用は新興国国債マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)を通じて行います。
  - ※マザーファンドの受益証券への投資を通じて、マザーファンドの投資態度と実質的に 同一の投資態度で運用を行います。
- 2 投資にあたっては、JPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバーシファイド指数を構成する新興国の中から、利回り水準や流動性等を考慮して選定した新興国の国債等に、ポートフォリオの70%程度を投資します。(ステップ①)

次に、ポートフォリオの30%程度を、GDP、経常収支、外貨準備高等から総合的に判断して、ファンダメンタルズが良好であり、あるいはファンダメンタルズの改善が見込めることなどから、通貨価値の上昇が見込まれる新興国の国債等に投資します。なお、この場合に、ステップ①で投資した新興国の国債等に重複して投資する場合があります。(ステップ②)

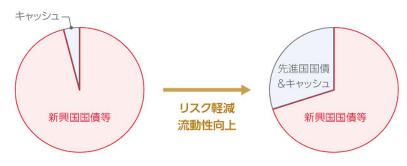
- 3 1ヵ国の新興国の国債等への投資上限は投資信託財産の純資産総額の15%程度とします。
- 4 新興国の国債等の実質組入比率は高位に保つことを基本としますが、市況動向によっては弾力的に組入れを引き下げることがあります。投資環境の変化へ対応するため、先進国の国債(日本、米国、ドイツ等)に投資する場合があります。ただし、先進国の国債の実質組入比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%未満とします。



### ファンドの特色(2)

### ポートフォリオ変更のイメージ

通貨危機、信用危機、政情不安などの理由により、新興国の通貨または債券価格の下落が想定される場合や世界的な株安等を受けて先進国の国債などの安全資産への資金シフトが想定される場合などには、新興国の国債等の組入れを引き下げることがあります。



※ファンドは、原則として為替ヘッジを行いませんが、投資環境の急変が起きた場合等には為替ヘッジを行う ことがあります。

# 5 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、投資環境の急変が起きた場合等には、委託会社の判断により為替ヘッジを行うことがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ●分配方針

毎年8月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- ●分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- ●委託会社が、分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ分配金額を決定します。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



### 投資リスク(1)

# ■基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、新興国の国債等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた 有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあ ります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ること があります。

# ●主な変動要因

### 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

### 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

### カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

### 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

# ●その他の変動要因

流動性リスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。



### 投資リスク(2)

# ■ その他の留意点

- ●ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ) の適用はありません。
- ●投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- ●分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ●ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。



### お申込みメモ

販売会社が定める単位
※詳しくは販売会社にご確認下さい。
購入申込受付日の翌営業日の基準価額
販売会社の定める期日までにお支払い下さい。
※詳しくは販売会社にご確認下さい。
販売会社が定める単位
※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した 価額
換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通 じてお支払いします。
原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
ありません。
取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その供給およりではない。
の他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止する ことや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。
原則として無期限(2007年8月30日設定)
受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
毎年8月12日(休業日の場合は翌営業日)
年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決 算日の基準価額で再投資します。
5,000億円
原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
https://www.sbiokasan-am.co.jp
毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて 交付します。



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購

入時手数料率を乗じて得た額

購入時手数料率の上限は、3.85%(税抜3.50%)です。

購入時手数料率は変更となる場合があります。

新興国国債オープン(毎月決算型)からのスイッチング(乗換え)により、 同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は 全部の割引を受けられる場合があります。

詳しくは販売会社にご確認下さい。

ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。

信託財産留保額

購入時手数料

1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.2%

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

### 純資産総額×年率1.43%(税抜1.30%)

# 運用管理費用 (信託報酬)

配 分	委託会社	年率0.62%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。
	販売会社	年率0.60%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理、購入 後の情報提供等の対価です。
	受託会社	年率0.08%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの 指図の実行の対価です。

監查費用:純資産総額×年率0.0132%(税抜0.012%)

### その他費用・ 手数料

有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。

※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

### 委託会社および関係法人の概況

委 託 会 社 SBI岡三アセットマネジメント株式会社 (ファンドの運用の指図を行います。)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

受 託 会 社 三菱UFJ信託銀行株式会社 (ファンドの財産の保管及び管理を行います。)



### 販売会社について

受益権の募集の取扱い、投資信託説明書(交付目論見書)、投資信託説明書(請求目論見書)及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。なお、販売会社には取次証券会社が含まれる場合があります。

				加入協会			
商号	登録番号	日本証券業 協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会		
(金融商品取引業者)							
岡三証券株式会社	関東財務局長(金商)第53号	$\circ$	$\circ$	0	0		
岡三にいがた証券株式会社	関東財務局長(金商)第169号	0					
阿波証券株式会社	四国財務局長(金商)第1号	$\circ$					
株式会社SBI証券	関東財務局長(金商)第44号	0		0	0		
岡安証券株式会社	近畿財務局長(金商)第8号	$\circ$					
静岡東海証券株式会社	東海財務局長(金商)第8号	0					
播陽証券株式会社	近畿財務局長(金商)第29号	0					
益茂証券株式会社	北陸財務局長(金商)第12号	0					
マネックス証券株式会社	関東財務局長(金商)第165号	0	0	0	0		
山和証券株式会社	関東財務局長(金商)第190号	0					
楽天証券株式会社	関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	0		
香川証券株式会社	四国財務局長(金商)第3号	0					
三晃証券株式会社	関東財務局長(金商)第72号	0					
JIA証券株式会社	関東財務局長(金商)第2444号	0			0		
(登録金融機関)							
株式会社イオン銀行(委託金融商品取引 業者:マネックス証券株式会社)	関東財務局長(登金)第633号	0					
株式会社SBI新生銀行(委託金融商品取引業者:マネックス証券株式会社)	関東財務局長(登金)第10号	0		0			

(注) 販売会社によっては、現在、新規のお申込みを受け付けていない場合があります。

委託会社 電話番号 ホームページ

お問合わせ先 03-3516-1300(営業日の9:00~17:00) https://www.sbiokasan-am.co.jp

### ご注意

- ・本資料はSBI岡三アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料です。購入の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いします。投資信託説明書(交付目論見書)の交付場所につきましては「販売会社について」でご確認ください。
- ・本資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証 するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示す ものではありません。
- ・本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、市況の変動等により、方針 通りの運用が行われない場合もあります。
- ・本資料は当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。